



令和6年4月										令和7年4月										令和8年4月																			
2	1	1	1	17																2	1	1	1	1	16													1-1-1-16	設計図書の変更
																				2	1	1	1	1	19													1-1-1-19	工期変更
																				2	1	1	1	1	20													1-1-1-20	支給材料及び資材品
																				2	1	1	1	1	21													1-1-1-21	工事現場発生品
2	1	1	1	21	4																																		
2	1	1	1	21	5																																		
2	1	1	1	21	6																																		
2	1	1	1	21	7															2	1	1	1	1	22	7												受注者は、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を「プロセス」に記入するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	
																				2	1	1	1	1	22	8												受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実態に当たって土量、土質、土工等事項の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムの手続き更新を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実態情報を入力しなければならない。	
																				2	1	1	1	1	23													1-1-1-23	監督員による確認及び立会等
2	1	1	1	22	2					2	1	1	1	22	2																						監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。		
2	1	1	1	22	6																																		
2	1	1	1	23																2	1	1	1	1	24													1-1-1-24	工事完成図書
																				2	1	1	1	1	25													1-1-1-25	工事完成検査
2	1	1	1	24	1																																		
2	1	1	1	24	2																																		
2	1	1	1	24	4	(3)														2	1	1	1	1	26													1-1-1-26	数量の算出及び完成品
																				2	1	1	1	1	27													1-1-1-27	部分私検査等
2	1	1	1	27	3	(2)				2	1	1	1	27	3	(2)																					工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。		
																				2	1	1	1	1	28													1-1-1-28	中間検査
2	1	1	1	28	3					2	1	1	1	28	3																						受注者は、電子成果品の納品に際して、発注者が指定する「特定電子納品活用ガイドライン」に基づき、「電子納品プロセスシステム」等に定める電子署名の取得、デジタル署名を確認した後、「デジタル署名」を実装した上で電子成果品を提出しなければならない。		
																				2	1	1	1	1	29													1-1-1-29	工事完成図書の納品
																				2	1	1	1	1	30													1-1-1-30	部分使用
2	1	1	1	29	2																																		
																				2	1	1	1	1	31													1-1-1-31	施工管理
2	1	1	1	30	3																																		
2	1	1	1	30	8																																		
2	1	1	1	30	9																																		
2	1	1	1	30	10																																		
																				2	1	1	1	1	32													1-1-1-32	履行報告
2	1	1	1	32																2	1	1	1	1	33													1-1-1-33	連休二日の対応
2	1	1	1	33																2	1	1	1	1	34													1-1-1-34	作業員等の管理
2	1	1	1	33	1																																		
2	1	1	1	33	2																																		
																				2	1	1	1	1	35													1-1-1-35	工事関係者に対する措置請求
																				2	1	1	1	1	36													1-1-1-36	工事中の安全確保
																				2	1	1	1	1	36	17												監督員が、労働安全衛生法(令和7年5月改正 法第33号)第20条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに充てるものとする。	







令和6年4月										令和7年4月										令和8年4月									
																				2	3	1	6	3	11	アスファルト安定処理の材料規格	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラブは表3-2-21の規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート用骨材は表3-2-22(1)の規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート(1)用骨材は表3-2-22(2)の規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート(2)用骨材は表3-2-22(3)の規格に適合するものとする。		
																				2	3	1	6	3	11	表3-2-22(1)	針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		
																				2	3	1	6	3	11	表3-2-22(2)	圧製係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		
																				2	3	1	6	3	15	適用規格(再生アスファルト②)	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生作業(日本道路協会「道路再生」)による。		
																				2	3	1	6	7	4		受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。なお、ここで使用する加熱アスファルト安定処理設備は、通常のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォーム装置等によって、アスファルトを発生させて製造されたものも対象とする。		
																				2	3	1	6	7	4	(1)	(1) 主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度差を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。		
																				2	3	1	6	7	4	(5)	なお、マニュアル供試体作製にあたっては、25mmを超える骨材は22.5-10mmの骨材と置き換えるものとし、中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。		
																				2	3	1	6	7	4	(7)	(7) 受注者は、中温化混合物の場合、最低水準の締固め性能により供試体を作製し、規定の温度のグラフが通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度低減性能を求め、それを基に標準的な供試体作製温度を監督員の承認を得るものとする。ここで、供試体の作製については、「舗装調査-試験法第B001(マニッシュル安定試験)方法」の供試体の作製を適用するものとし、規定の温度のグラフ作成方法については、図3-2-21に示す直線で結ぶ方法のほか、最適と判断できる近似式を用いて算出してもよい。		
2	3	1	6	7	4	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上げ厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均が困難な場合や、締固め効果の高いローを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の温度を決定するものとする。													2	3	1	6	7	4	(13)	また、プライムコートの散布は、本条4項(11)・(13)～(15)号による。		
																				2	3	1	6	7	4	(13)	ただし、混合物の種類によって敷均が困難な場合や、締固め効果の高いローを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の温度を決定するものとする。中温化混合物を使用する場合、(7)号で規定した温度低減性能を監督員と協議の上温度を決定するものとする。		
																				2	3	1	6	7	5		受注者は、基礎及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。ここで使用する加熱アスファルト安定処理設備は、通常のアスファルト混合所において製造されたものでなければならない。また、混合所において機械式フォーム装置等によって、アスファルトを発生させて製造されたものも対象とする。		
																				2	3	1	6	7	5	(1)	(1) 主に使用アスファルトの温度-粘度曲線から設定された最適な温度条件で製造された混合物を通常混合物とし、通常混合物と比較して10℃以上温度差を行い、かつ通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できる温度条件で製造された混合物を中温化混合物とする。		
																				2	3	1	6	7	5	(8)	(8) 表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督員の承認を得た現場条件により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後のおの 3回のマニッシュル供試体を作製し、次にその供試体のマニッシュル供試体の密度の平均値を基準密度とする。中温化混合物の基準密度は、通常混合物の標準締固め温度で作製した供試体から得られた密度とする。		
																				2	3	1	6	7	5	(10)	(10) 混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗装時の気候条件については本条4項(6)～(12)号による。		
																				2	3	1	6	7	5	(17)	(17) 混合物の敷均しは、本条4項(13)～(15)号によるものとする。		
																				2	3	1	6	7	5	(18)	(18) 混合物の締固めは、本条4項(16)～(18)号によるものとする。		
																				2	3	1	6	7	5	(19)	(19) 層目の施工は、本条4項(19)～(22)号によるものとする。		
2	3	1	6	8	1	改質アスファルト	受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第12編土木材料規格(12-6-1一般選定材料)に規定するセメントペーストアスファルト(Ac-100)と同等級以上を使用しなければならない。													2	3	1	6	8	1	(2)	前章試験後の基礎目録試験(Bul.)とJIS K 5600		
2	3	1	6	11	9	4)	受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整理及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。													2	3	1	6	12	4		受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を使用する場合は、第3章17アスファルト舗装工4加熱アスファルト安定処理の規定による。		
																				2	3	1	6	12	5		受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。また、中温化混合物を使用する場合は、第3章17アスファルト舗装工5基層及び表層の規定による。		
																				2	3	1	7	4	5	配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理の締固め性能を評価する供試体作製方法または、安定処理の締固め性能を評価する供試体作製方法(地盤工学)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1016(注)の一種圧縮試験方法の標準により試験を行わなければならない。		
																				2	3	1	7	10	施工管理等	受注者は、重要注大工における施工管理等については、「重要注大工」に定める事項を遵守するものとする。なお、令和6年18日 建設省告示第18号の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が可能な資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			
2	3	1	9	13	3	2)	道路交通への支障の防止													2	3	1	9	14	1		骨材再生工の施工		
																				2	3	1	9	15	1		工事現場発生品の規定		
																				2	3	1	9	15	2		建設副産物の規定		
2	3	1	10	1	1	1)	本節は、仮設工として工事用道路工、仮設(仮設)橋脚工、踏面工事、土留、仮設切土、防砂仮設切土、水保工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水保工、養生入れ仮設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設工、高層仮設橋脚工、防護対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪害対策工、仮設排水工、足場工、その他これらに類する工種について定める。												2	3	1	10	19	2		仮置場等による支障対策			
2	3	1	10	20	受注者は、仮置場または仮置場防止の設置にあたり、交通に支障をきたす場合、あるいは設備が設置される予定となる場合には、工事前に対策を講じなければならない。														2	3	1	11	2		軽量材の損傷防止				
																				2	3	1	12	2	3	(2)	SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570、SBHS500及びSBHS700を溶接する場合		
																				2	3	1	12	2	4	表3-2-46	※表内の記載を変更		
																				2	3	1	12	2	5	表3-2-47	※表内の記載を変更		
																				2	3	1	12	3	1	(2)	⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す値にリムまたはリムよりマシの差の範囲内で行わなければならない。ただし、(注)の範囲内で行った場合は、(注)の範囲内で行った場合と同等の品質と見做すことができる。		
																				2	3	1	12	3	1	(2)	⑦ 受注者は、主要材料に100%の中間層加工を行う場合に、内層は締固めの18倍は以上しなければならない。なお、これにより異なる場合は、設計図書に別記して監督員の承認を得なければならない。ただし、JIS Z 2242・2023(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-2-46に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.06%を超えない材料については、内層半分を板厚の7割以上は18倍以上とする必要がある。		
																				2	3	1	12	3	1	(4)	① 1) SBHS700及びSBHS700Nにおいて、1/3の入熱量が5000J/mmを超える場合 2) SM570、SM490Y、SM520及びSM490Nにおいて、1/3の入熱量が10000J/mmを超える場合 3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490Nにおいて、1/3の入熱量が10000J/mmを超える場合 4) 被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO2ガスまたはMAGの混合ガス)、サブアーク溶接法、埋接溶接法、埋接溶接法のアーク溶接法以外の溶接を行う場合 5) 溶接作業の結果がない場合 6) 使用される溶接材の品質が不明な場合 7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合		
2	3	1	12	3	1	(8)	表3-2-50 予期 SBHS500 SBHS500W	温度の標準											2	3	1	12	3	1	(8)	表3-2-50	※表内の記載を変更		
2	3	1	12	3	1	(8)	表3-2-52 PCM T<25℃ 層と熱伝導率の規格 0.4<λ<0.40 40<λ<100												2	3	1	12	3	1	(8)	表3-2-51	※表内の記載を変更		







令和6年4月										令和7年4月										令和8年4月									
編	章	節	条	項	下	以	下	以	下	編	章	節	条	項	下	以	下	以	下	編	章	節	条	項	下	以	下	以	下
編章節条 (項目見出し)										編章節条 (項目見出し)										編章節条 (項目見出し)									
現行条文										新条文 (変更箇所のみ記載)										新条文 (変更箇所のみ記載)									
6	12	1	1	9						6	12	1	1	9															
ぐり石										ぐり石																			
ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。										ぐり石は、玉石または割ぐり石で10cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。																			
6	12	2	1	1																									
JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰質スラグ骨材)																													
																				6	12	2	4	1					
																				再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-12(1)、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-12(2)とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。									
																				6	12	2	4	1	表2-12(1)				
																				針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質									
																				6	12	2	4	1	表2-12(2)				
																				圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質									
																				6	12	2	4	2					
																				加熱温度を50℃以下									
																				6	12	2	6	1	表2-15				
																				舗装用石油アスファルトの規格									
																				6	12	2	6	1	表2-16				
																				石油アスファルト乳剤の規格									
																				6	12	5	1	3					
																				アルカリシリカ反応抑制対策									
6	12	6	1	2																									
ポリマー改質アスファルト																													
ポリマー改質アスファルトは、表6-1の性状に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表6-1に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。																													
6	12	6	5	(2)																6	12	6	5						
生用添加物の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定有害物質を含まないものとし、表6-9~11の規格に適合するものとする。																				再生用添加剤									
6	12	6	5	(2)																									
表6-9 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)																													
路上表層再生用																													
6	12	6	5	(2)																									
表6-10 再生用添加剤の品質(オイル系)																													
路上表層再生用																													
6	12	6	5	(2)																6	12	6	5	(2)					
表6-11 再生用添加剤の標準的性状																				表6-11 再生用添加剤の標準的性状									
プラント再生用																				組成(石油学会法)PI-5S-77-19)									
6	12	7	1	(2)																									
株式会社																													
6	12	7	1	(2)																									
JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)																													
6	12	7	1	(2)																									
天 板																													
JIS G 3136(建築構造用圧延鋼材)																													